



羅針盤

司法改革
総合センター
ニュース

公判前整理手続 東京第 1 号事件を担当して

刑事弁護委員会副委員長・裁判員制度センター委員 屋宮 昇太

私は裁判員制度センターと刑事弁護委員会に所属しており、公判前整理手続の東京地裁第1号事件を担当させていただきました。今回の報告が皆さんの参考になれば幸いです。



● 手続の一般的流れについての知識を得るためには

私は先輩の勧めで一般的な公判前整理手続の説明については、「公判前整理手続を活かす—新たな手続のもとでの弁護実務」（日弁連・現代人文社）を読みました。これには手続の流れ、書式等が記載されており、まず、これを読んでおくことは必須ではないかと思います。その上で、各条文の詳細については「コンメンタール公判前整理手続」（大阪弁護士会・現代人文社）を読みました。具体的運用については裁判所も検察官も模索中であり、事件毎に対応していくしかないと思います。

● 本件を公判前整理手続に付したことについて

(1) 本件の事案の概要

イラン人である被告人がイラン人である被害者に対し、刃物を振り、腹部、背部、指、右目等に傷害を負わせる等した行為が殺人未遂に問われた事案。被告人は、殺意を争い、また、被害者に暴行を受けた第三者を守るため及び自分の身を守るために本件行為を行なったため正当防衛であると主張しました。

(2) 本件の特殊性を考慮して

本件の何よりの特殊性は、被告人、被害者、重要証人のいずれもが、外国人でかつ、オーバーステイや不法入国で、それぞれが出入国管理法違反被告事件の被告人であり、公判が終了すれば、いつ強制送還されるかわからないという状況にあったことでした。特に、重要証人については、2005年11月30日が公判期日に指定されていました。

そこで、裁判所としては、公判前整理手続が審理の迅速化を図るものとして、本件を11月1日に公判前整理

手続に付し、11月30日までの間に公判前整理手続を5回行なって終結し、第1回公判期日を入れ12月16日には判決にしたいとの意向を当初打ち出していました。しかしながら、公判前整理手続とは、公判の準備に時間をかけ、公判に入ったら集中した審理をすることとするものであり、公判前整理手続自体を拙速に進めるような制度ではありません。

したがって、弁護団としては、①公判前整理手続に付する決定より第1回公判期日までに最低2か月間の準備期間をとること②各公判前整理手続間に最低でも2週間の準備期間を置くこと等を条件に公判前整理手続に付することに反対しないという意見を出し、弁護団の意見に従った期日指定がなされることとなりました。

公判前整理手続自体に反対するという選択肢もあったかもしれませんが、本件では、自白調書が存していたのですが、被告人が公判では否認したいとのことでした。そういう中で裁判所が、公判前整理手続にすれば、公判での被告人の供述を重視するかのような姿勢を示唆していたことから、弁護団で思い切って上記条件を付した上で公判前整理手続に応じようということにしたのです。

● 公判前整理手続の期日及び公判期日の実際の流れ

(1) 各期日間の期間

各公判前整理手続期日の間は約2週間、公判前整理手続の回数は5回でした。公判期日は、公判前整理手続が終結してから10日後となりました。各公判前整理手続間の期間は、弁護団同士の日程調整、通訳人日程調整、調書の翻訳等の問題で2週間でも少なかったかもしれません。

第1回公判期日は2006年1月27日に開かれました。書証の調べについては、要旨の告知ではなく、全文朗読とな

りました。証拠保全の調書も弁護団で全文朗読しました。

第2回から第4回の公判期日は、2月6日から8日の三連続開廷となりました。8日に論告・弁論・判決を一気に行ないました。しかしながら、いずれも期日が午前10時から午後5時以降と長引き、特に被告人質問では、尋問の最後では被告人が完全に疲れ果てているような状況でした。結局、裁判所、検察官、被告人、証人あらゆる関係者に過度の負担がかかる結果になってしまい、審理の充実を図れない面があったのではないかと思います。

あくまで、公判期日の設定は、必ず連日開廷である必要はなく、連日「的」開廷であるということからすれば、1週間に1回とか、少なくとも3日に1回などという期日設定がよかったのではないかなと思う部分もあります。

●(2) 証拠保全手続の使用

本件では、重要証人の出入国管理法違反被告事件の公判期日が2005年11月30日であり、強制退去の恐れがあったため、11月29日に証拠保全として証人尋問を行ないました。しかしながら、証拠保全は、今後裁判員制度を前提とした場合、裁判員の前で証人尋問できず、尋問調書のみを裁判員が読むことになるという問題があります。そもそも、刑訴法が予定していなかった事態のように思われ、裁判員制度が本格化した場合、この問題にいかに対応していくかを制度として検討していく必要があると思いました。

● 証明予定事実・主張予定事実について

検察官の証明予定事実は、事実の経過等を物語的にしかも物語であるため、たとえば、殺意の発生時が事前なのか、直前なのか、行為時なのか、全く不明でありました。また、証拠の摘示についても項目毎に証拠が羅列してあるだけであり、事実と証拠の対応関係が不十分であると感じました。

裁判所も検察官に対し、この点を指摘し、後に検察官は「殺意に関する証拠構造説明書」なる書面を提出し、結局、主張事実と証拠の整理をせざるを得なくなりました。

今後もこのような書面を弁護士から積極的に出させる必要があるかについては、事案によって判断せざるを得ないと思いますが、今後も必要とあらば、弁護士より積極的に求めていくべきということになるのではないかなと思います。

主張予定事実は、争点に絞った事実の主張のみしか行

なわず、検察官のもののように物語式にはしませんでした。概ねについて裁判所や検察官からの指摘はありませんでした。

● 証拠開示手続関係について

(1) 証拠の認否について

証拠の認否に関しては、裁判所は最初の証拠開示の後、すぐに認否を求めてきました。しかし、証拠の評価に必要な証拠を開示させるために類型証拠開示請求制度が作られたのだから、証拠の認否は同手続で開示された証拠を見てからにしたいと裁判所に申し入れ、そのようになりました。

(2) 類型開示証拠請求について

本件に関して、検察官は類型該当性についての判断に細かいことを言わず、任意に全て開示してきました。ただし、本件以外の事件では、類型該当性が争われることが多いようです。

(3) 主張関連証拠請求について

主張関連証拠開示請求では、パトカー発動記録、110番通報記録等3点の開示請求をしました。証拠開示請求後に検察官が警察に指示をし、警察が作成したものを証拠として開示してきました。弁護人としては評価できることなのではないかと思います。当然、他に出すべき証拠がある場合は別ですが…。

● 公判前整理手続調書について

公判前整理手続調書を公判前に確認しておく必要があると思います。

調書を確認しないで公判に臨むと、弁護人が予想していないような事項が調書に記載されている場合に対応が困難になってしまう可能性があります。

● 最後に

公判前整理手続の運用自体、裁判所、検察も暗中模索で行なっているのが実情です。運用の初期である現段階で弁護士がどれだけ被告人のための制度運用を勝ち取っていきけるかが今後の刑事弁護を大きく変えていくだろうことは実感しました。それだけに面白さもあると思います。私自身、今後もチャンスがあれば、積極的に新しい制度運用を弁護側に傾くようにできるよう頑張っていきたいと思っています。